

9 狩猟税

(単位：件、千円)

区 分		税率	狩猟者登録 総件数	調 定 額		
狩	所得割額の納付を要する者		164	2,125		
	(1) 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	16,500円×1/4	70	574		
	(2) 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	16,500円×3/4				
	(3) 法附則第32条の2第1項に該当するもの	16,500円×1/2				
	(4) 法附則第32条の2第2項に該当するもの	16,500円×1/2				
	(5) 上記に該当しないもの	16,500円			94	1,551
	所得割額の納付を要しない者		22	209		
	(6) 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	11,000円×1/4	6	33		
	(7) 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	11,000円×3/4				
	(8) 法附則第32条の2第1項に該当するもの	11,000円×1/2				
	(9) 法附則第32条の2第2項に該当するもの	11,000円×1/2				
	(10) 上記に該当しないもの	11,000円			16	176
課税免除		358				
(11) 法附則第32条第1項に該当するもの		357	—			
(12) 法附則第32条第2項に該当するもの		1	—			
税	所得割額の納付を要する者		4	29		
	(13) 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円×1/4	1	4		
	(14) 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円×3/4				
	(15) 法附則第32条の2第1項に該当するもの	8,200円×1/2				
	(16) 法附則第32条の2第2項に該当するもの	8,200円×1/2				
	(17) 上記に該当しないもの	8,200円			3	25
	所得割額の納付を要しない者		1	5		
	(18) 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4	1	5		
	(19) 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4				
	(20) 法附則第32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2				
	(21) 法附則第32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2				
	(22) 上記に該当しないもの	5,500円				
課税免除		11				
(23) 法附則第32条第1項に該当するもの		11	—			
(24) 法附則第32条第2項に該当するもの			—			
関	所得割額の納付を要する者		401	2,451		
	(25) 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円×1/4	204	836		
	(26) 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円×3/4				
	(27) 法附則第32条の2第1項に該当するもの	8,200円×1/2				
	(28) 法附則第32条の2第2項に該当するもの	8,200円×1/2				
	(29) 上記に該当しないもの	8,200円			197	1,615
	所得割額の納付を要しない者		58	238		
	(30) 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4	29	78		
	(31) 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4				
	(32) 法附則第32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2				
	(33) 法附則第32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2				
	(34) 上記に該当しないもの	5,500円			29	160
課税免除		732				
(35) 法附則第32条第1項に該当するもの		731	—			
(36) 法附則第32条第2項に該当するもの		1	—			
保			50	168		
	(37) 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4	14	—		
	(38) 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4				
	(39) 法附則第32条第1項に該当するもの					
	(40) 法附則第32条第2項に該当するもの					
	(41) 法附則第32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2			11	30
	(42) 法附則第32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2				
	(43) 上記に該当しないもの	5,500円			25	138
(1) ~ (43) の 合 計		1,801			5,225	